

精神科救急医療体制道央（札幌・後志）ブロック調整会議開催要領

（趣旨）

第1 この要領は、道央（札幌・後志）ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱第11の規定により、精神科救急医療体制を道央（札幌・後志1）ブロック及び道央（札幌・後志2）ブロックにおいて効果的に運用するための精神科救急医療体制道央（札幌・後志）ブロック調整会議（以下、「調整会議」という。）の開催に必要な事項を定める。

（業務）

第2 調整会議は次の業務を行う。

- （1）道央（札幌・後志1）ブロック及び道央（札幌・後志2）ブロックにおける精神科救急医療体制の調整に関すること。
- （2）合併症救急や関係機関の連携等における運用上の課題を共有し、対応を検討すること。
- （3）その他、必要と認められること。

（構成）

第3 調整会議の構成は次のとおりとする。

- （1）調整会議は、別表1に掲げる座長及び構成員で構成し、北海道石狩振興局保健環境部長（江別保健所長）が選任する。
- （2）調整会議は、必要に応じ他の関係者を出席させ、その意見・協力を求めることができることとする。
- （3）構成員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- （4）補欠又は増員等により就任した構成員の任期は、前任又は現任者の残任期間とする。

（運営）

第4 調整会議は、座長が招集し主宰する。

（作業部会）

第5 調整会議に具体的な事項を調査・検討させるための作業部会を置く。

- （1）作業部会は、別表2に掲げる座長及び構成員で構成する。
- （2）作業部会は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。
- （3）作業部会は、必要に応じて他の関係者を出席させることができる。
- （4）作業部会座長は、作業部会での調整・検討事項等を調整会議に報告する。

（庶務）

第6 調整会議の庶務は、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課において処理する。

（運営の検討）

第7 本調整会議は、平成25年4月1日から起算して2年間を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、本調整会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は北海道石狩振興局保健環境部長（江別保健所長）が定める。

（附則）

この要領は、平成11年 2月23日から施行する。
この要領は、平成12年 3月27日一部改正
この要領は、平成13年 4月 1日一部改正
この要領は、平成16年 4月 1日一部改正
この要領は、平成19年 4月 1日一部改正
この要領は、平成21年 4月 1日一部改正
この要領は、平成22年 4月 1日一部改正
この要領は、平成24年 4月 1日一部改正
この要領は、平成25年 4月 1日一部改正
この要領は、平成26年 4月 1日一部改正
この要領は、平成28年 4月 1日一部改正
この要領は、令和 6年 4月18日一部改正

別表1 精神科救急医療体制整備事業道央（札幌・後志）ブロック調整会議構成員

座長	札幌市医師会（推薦者）	構成員	倶知安厚生病院（推薦者）
構成員	札幌市医師会（推薦者）	〃	北海道精神神経科診療所協会（推薦者）
〃	小樽市医師会（推薦者）	〃	北海道警察本部（推薦者）
〃	江別医師会（推薦者）	〃	全国消防長会北海道支部（推薦者）
〃	北海道精神科病院協会（推薦者）	〃	札幌市精神保健福祉センター所長
〃	札幌市精神科医会（推薦者）	〃	小樽市保健所長
〃	江別市立病院（推薦者）	〃	江別保健所長
〃	千歳病院（推薦者）		

別表2 精神科救急医療体制整備事業道央（札幌・後志）ブロック調整会議作業部会構成員

座長（調整会議構成員）	札幌市精神保健福祉センター所長	構成員	市立札幌病院
構成員	札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課 (推薦者、以下同じ)	〃	札幌トロイカ病院
〃	北海道警察本部生活安全企画課	〃	大谷地病院
〃	北海道札幌方面千歳警察署	〃	さっぽろ香雪病院
〃	札幌市消防局警防部救急課	〃	ときわ病院
〃	江別市消防本部	〃	江別市立病院
〃	札幌医科大学医学部附属病院	〃	石金病院
〃	北海道大学病院	〃	長野病院
		〃	北海道精神神経科診療所協会
		〃	札幌市精神保健福祉センター